

太陽光発電設備に係わる償却資産申告の必要の有無

設置者	全量売電	余剰売電
個人(住宅用)	発電能力に関わらず、売電するための事業用資産とみなされます。発電に関わる設備は償却資産として、申告が必要となります。	基本的に売電するための事業用資産とはみなされません。しかし、発電能力が10kW以上の場合は、事業用資産とみなされ償却資産申告として、申告が必要となります。
個人(事業用)	事業の用に供している資産となりますので、発電能力や全量売電又は余剰売電なのに関わらず、償却資産として申告が必要となります。	
法人	事業の用に供している資産となりますので、発電能力や全量売電又は余剰売電なのに関わらず、償却資産として申告が必要となります。	

太陽光発電設備の家屋又は償却の区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材(屋根材)として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所(地上や構築物等)に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却